

総務本部内規

- 1 本連盟規約第34条第3項の規定及び業務運営要項第11の規定に基づき総務本部内規を定める。
- 2 総務本部は、業務運営要項第5に規定された次の業務及び所管の委員会の事務等进行处理する。
 - ア 会議運営(評議員会、理事会、常任理事会、総務本部会)に関すること
 - イ 規約ならびに規程等に関すること
 - ウ 予算、決算に関すること
 - エ 予算の調整に関すること
 - オ 特別会計に関すること
 - カ 財産の管理に関すること
 - キ 所属団体に関すること
 - ク 上部団体及び関連団体に関すること
 - ケ 事務局運営に関すること
 - コ 会員登録に関すること
 - サ 公認資格者登録に関すること
 - シ 公認資格者の加入、辞退、移籍事務に関すること
 - ス S A Tスキー年鑑の発行(広告、賛助会員関係を含む)に関すること
 - セ 傷害保険の管理に関すること
 - ソ ホームページ運営委員会その他総務本部所管の委員会に関すること
 - タ 総務本部の広報に関すること
 - チ 他本部に属せざる事項
- 3 総務本部は、担当理事をもって構成する。
- 4 総務本部会は、総務本部長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。

(附則)

- 1 この内規は、昭和49年10月5日から施行する。
- 2 平成8年11月16日一部改正
- 3 平成16年10月30日一部改正
- 4 平成22年10月23日一部改正
- 5 令和3年6月26日一部改正